

産前産後期間の保険税が

減額されます!!



減額内容・期間

- 出産される方の国民健康保険税のうち、所得割と均等割が減額されます
- 『出産予定日または出産日が属する月』の前月から4か月間 (多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前を起点に6か月間)

対象者

- 国民健康保険に加入している方
- 令和 5 年 11 月 1 日以降に出産予定または出産した方 ※妊娠 85 日(4 か月)以上の出産が対象です

提出書類







〇 母子健康手帳



○ 本人確認書類



(マイナンバーカード、運転免許証など)